

平成 26 年 2 月 14 日

各 位

不動産投資信託証券発行者名  
東京都中央区銀座六丁目 8 番 7 号  
フロンティア不動産投資法人  
代表者名 執行役員 亀井浩彦  
(コード番号：8964)

資産運用会社名  
三井不動産フロンティアリートマネジメント株式会社  
代表者名 代表取締役社長 田中浩  
問合せ先 取締役財務部長 牧野辰  
TEL. 03-3289-0440

規約一部変更及び役員選任に関するお知らせ

本投資法人は、本日開催の役員会におきまして、下記内容の規約一部変更案及び役員選任案を、平成 26 年 3 月 26 日に開催される本投資法人の第 5 回投資主総会に下記のとおり付議することについて決議致しましたので、お知らせ致します

なお、下記事項は本投資主総会での承認可決をもって有効となります。

記

1. 規約一部変更の件

(1) 変更の理由

- ① 投資法人の資本政策手段の多様化の措置を講ずるための投資信託及び投資法人に関する法律（昭和 26 年法律第 198 号。その後の改正を含みます。）の改正が成立したことから、新たに規約を変更することなく、投資主との合意により本投資法人の投資口を有償で取得することが可能となるよう、当該改正法が施行されることを条件として、関連する規定を新設するものです（変更案第 8 条第 2 項、第 40 条）。
- ② 平成 25 年 1 月 4 日付にて、社団法人投資信託協会が一般社団法人に移行したことに伴い、必要な字句の修正等を行うものです（現行規約第 34 条第 1 項第 10 号）。
- ③ 本投資法人において、金銭の分配が一般社団法人投資信託協会の定める規則に従って行われることを明確にするため、規定を新設するものです（変更案第 37 条第 5 号）。
- ④ その他、表現の変更及び明確化、字句の修正を行うものです。

(2) 変更の内容

変更の内容は以下のとおりです。

(下線は変更部分)

現 行 規 約	変 更 案
<p>第8条 (投資主の請求による投資口の払戻し)</p> <p>本投資法人は、投資主の請求による投資口の払戻しを行わない。 (新設)</p>	<p>第8条 (投資主の請求による投資口の払戻し及び自己投資口の取得)</p> <p><u>1. 本投資法人は、投資主の請求による投資口の払戻しを行わない。</u> <u>2. 本投資法人は、投資主との合意により本投資法人の投資口を有償で取得することができる。</u></p>
<p>第13条 (書面又は電磁的方法による議決権の行使)</p> <p>1. (省略) 2. (省略) 3. 前2項に基づき、書面又は電磁的方法によって行使した議決権の数は、出席した投資主の議決権の数に算入する。</p>	<p>第13条 (書面又は電磁的方法による議決権の行使)</p> <p>1. (現行どおり) 2. (現行どおり) 3. 前二項に基づき、書面又は電磁的方法によって行使した議決権の数は、出席した投資主の議決権の数に算入する。</p>
<p>第30条 (資産運用の対象とする特定資産の種類、目的及び範囲)</p> <p>1. (省略) 2. 不動産等とは、次に掲げるものをいう。 (1)～(3) (省略) (4) 不動産、不動産の賃借権又は地上権を信託する信託の受益権(不動産に付随する金銭と合わせて信託する包括契約を含む。) (5)～(7) (省略) 3. (省略) 4. 本投資法人は、前2項に掲げる不動産等及び不動産対応証券のほか、次に掲げる特定資産に投資することができる。 (1)～(3) (省略) (4) 有価証券(投資信託及び投資法人に関する法律施行令(平成12年政令第480号。その後の改正を含む。)(以下「投信法施行令」という。))第3条第1号に定めるもの(ただし、前2項及び本項で別途明示されている資産を除く。)をいう。 (5)～(7) (省略) 5. (省略) 6. 金融商品取引法第2条第2項に定める有価証券表示権利について当該権利を表示する有価証券が発行されていない場合においては、当該権利を当該有価証券とみなして、第2項から第5項を適用するものとする。</p>	<p>第30条 (資産運用の対象とする特定資産の種類、目的及び範囲)</p> <p>1. (現行どおり) 2. 不動産等とは、次に掲げるものをいう。 (1)～(3) (現行どおり) (4) 不動産、不動産の賃借権又は地上権を信託する信託の受益権(不動産に付随する金銭と合わせて信託する包括信託を含む。) (5)～(7) (現行どおり) 3. (現行どおり) 4. 本投資法人は、前二項に掲げる不動産等及び不動産対応証券のほか、次に掲げる特定資産に投資することができる。 (1)～(3) (現行どおり) (4) 有価証券(投資信託及び投資法人に関する法律施行令(平成12年政令第480号。その後の改正を含む。)(以下「投信法施行令」という。))第3条第1号に定めるもの(ただし、前二項及び本項で別途明示されている資産を除く。)をいう。 (5)～(7) (現行どおり) 5. (現行どおり) 6. 金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含む。)(以下「金融商品取引法」という。))第2条第2項に定める有価証券表示権利について当該権利を表示する有価証券が発行されていない場合においては、当該権利を当該有価証券とみなして、第2項から第5項を適用するものとする。</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>第34条（資産評価の方法、基準及び基準日）</p> <p>1. 本投資法人の資産評価の方法及び基準は、運用資産の種類毎に定めるものとし、原則として以下のとおりとする。</p> <p>(1)～(8) (省略)</p> <p>(9) 第30条第4項(7)に定めるデリバティブ取引に係る権利</p> <p>①取引所に上場しているデリバティブ取引により生じる債権及び債務 当該取引所の最終価格（終値。終値がなければ気配値（公表された売り気配の最安値又は買い気配の最高値、それらがともに公表されている場合にはそれらの仲値））に基づき算出した価額により評価する。なお、同日において最終価格がない場合には、同日前直近における最終価格に基づき算出した価額により評価する。</p> <p>②取引所の相場がない非上場デリバティブ取引により生じる債権及び債務 市場価格に準ずるものとして合理的な方法により算定された価額。なお、公正な評価額を算定することが極めて困難と認められる場合には、取得価額により評価する。</p> <p>③ (省略)</p> <p>(10) その他 上記に定めがない場合は、投信法、社団法人投資信託協会の評価規則に準じて付されるべき評価額又は一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行により付されるべき評価額をもって評価する。</p> <p>2. ～3. (省略)</p> <p>第35条（借入金及び投資法人債発行の限度額等）</p> <p>1. 本投資法人は、安定した収益の確保及び運用資産を着実に成長させることを目的として、資金の借入れ又は投資法人債（短期投資法人債を含む。以下同じ。）の発行を行うことがある。なお、資金を借入れる場合は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含む。）（以下「金融商品取引法」という。）第2条第3項第1号に規定する適格機関投資家（ただし、租税特別措置法（昭和32年法律第26号。その後の改正を含む。）（以下「租税特別措置法」という。）第67条の15に定める機関投資家に限る。）からの借入れに限るものとする。</p> <p>2. (省略)</p> <p>3. (省略)</p> <p>4. (省略)</p>	<p>第34条（資産評価の方法、基準及び基準日）</p> <p>1. 本投資法人の資産評価の方法及び基準は、運用資産の種類毎に定めるものとし、原則として以下のとおりとする。</p> <p>(1)～(8)（現行どおり）</p> <p>(9) 第30条第4項(7)に定めるデリバティブ取引に係る権利</p> <p>①<b>金融商品</b>取引所に上場しているデリバティブ取引により生じる債権及び債務 当該<b>金融商品</b>取引所の最終価格（終値。終値がなければ気配値（公表された売り気配の最安値又は買い気配の最高値、それらがともに公表されている場合にはそれらの仲値））に基づき算出した価額により評価する。なお、同日において最終価格がない場合には、同日前直近における最終価格に基づき算出した価額により評価する。</p> <p>②<b>金融商品</b>取引所の相場がない非上場デリバティブ取引により生じる債権及び債務 市場価格に準ずるものとして合理的な方法により算定された価額。なお、公正な評価額を算定することが極めて困難と認められる場合には、取得価額により評価する。</p> <p>③ (現行どおり)</p> <p>(10) その他 上記に定めがない場合は、投信法、<b>一般社団法人投資信託協会</b>の評価規則に準じて付されるべき評価額又は一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行により付されるべき評価額をもって評価する。</p> <p>2. ～3. (現行どおり)</p> <p>第35条（借入金及び投資法人債発行の限度額等）</p> <p>1. 本投資法人は、安定した収益の確保及び運用資産を着実に成長させることを目的として、資金の借入れ又は投資法人債（短期投資法人債を含む。以下同じ。）の発行を行うことがある。なお、資金を借入れる場合は、金融商品取引法第2条第3項第1号に規定する適格機関投資家（ただし、租税特別措置法（昭和32年法律第26号。その後の改正を含む。）（以下「租税特別措置法」という。）第67条の15に定める機関投資家に限る。）からの借入れに限るものとする。</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>3. (現行どおり)</p> <p>4. (現行どおり)</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>第37条（金銭の分配の方針） 本投資法人は、原則として以下の方針に基づき分配を行うものとする。</p> <p>(1) 利益の分配</p> <p>①投資主に分配する金銭の総額のうち、利益の金額（以下「分配可能金額」という。）は、わが国において一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に準拠して計算される利益（貸借対照表（投信法第131条第2項の承認を受けたものに限る。以下同じ。）上の純資産から出資総額、出資剰余金及び評価・換算差額等の合計額を控除した額をいう。以下同じ。）とする。</p> <p>② （省略）</p> <p>(2)～(4) （省略） （新設）</p> <p>（新設） （新設）</p>	<p>第37条（金銭の分配の方針） 本投資法人は、原則として以下の方針に基づき分配を行うものとする。</p> <p>(1) 利益の分配</p> <p>①投資主に分配する金銭の総額のうち、<u>投信法に定める利益の金額（以下「分配可能金額」という。）は、わが国において一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に準拠して計算される利益（貸借対照表（投信法第131条第2項の承認を受けたものに限る。以下同じ。）上の純資産から出資総額、出資剰余金及び評価・換算差額等の合計額を控除した額をいう。以下同じ。）とする。</u></p> <p>② （現行どおり）</p> <p>(2)～(4) （現行どおり）</p> <p><u>(5) 一般社団法人投資信託協会規則</u> <u>本投資法人は、(1)乃至(4)を除き、金銭の分配にあたっては、一般社団法人投資信託協会の定める規則等に従うものとする。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>第11章 附則</u></p> <p><u>第40条（改正の効力発生）</u> <u>第8条第2項の新設にかかる改正は、投資法人が投資主との合意により自己の投資口を有償で取得することを認める投信法の改正の施行日に効力を生じる。</u></p>

## 2. 執行役員1名選任の件

執行役員亀井浩彦は、平成26年3月31日をもって任期満了となりますので、平成26年4月1日付で執行役員1名の選任をお願いするものです。本議案において、執行役員の任期は、現行規約第18条第2項の定めにより、平成26年4月1日より2年とします。

なお、執行役員選任に関する本議案は、平成26年2月14日開催の役員会において、監督役員の全員の同意によって提出するものです。

執行役員候補者は次のとおりです。

氏名 (生年月日)	略 歴
なが た かず いち 永 田 和 一 (昭和22年1月9日)	昭和44年4月 三井不動産株式会社 入社 平成2年4月 同社 関西支社業務施設事業部長 平成8年4月 同社 グループ経営企画本部 グループ経営企画部長 平成10年6月 同社 取締役 グループ経営企画本部 グループ経営企画部長 平成13年4月 同社 取締役 常務執行役員 グループ経営本部長 平成13年6月 同社 常務執行役員 グループ経営本部長 平成15年4月 同社 専務執行役員 関連事業本部長 平成15年6月 同社 専務取締役 専務執行役員 関連事業本部長 平成17年4月 同社 専務取締役 専務執行役員 商業施設本部長 平成19年4月 同社 専務取締役 平成19年6月 同社 常任監査役 平成23年6月 同社 顧問

- ・上記執行役員候補者は、本投資法人の投資口を所有しておりません。
- ・上記執行役員候補者と本投資法人の間には、特別の利害関係はありません。

### 3. 監督役員2名選任の件

監督役員片柳昂二及び落合孝彰の2名は、平成26年3月31日をもって任期満了となりますので、平成26年4月1日付で監督役員2名の選任をお願いするものです。本議案において、監督役員の任期は、現行規約第18条第2項の定めにより、平成26年4月1日より2年とします。

監督役員候補者は次のとおりです。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴
1	片柳昂二 (昭和19年7月23日)	昭和60年4月 弁護士登録(第二東京弁護士会所属) 平成14年4月 東京簡易裁判所・民事調停委員(現在に至る) 平成16年6月 協同乳業株式会社 監査役(非常勤)(現在に至る) 平成20年4月 本投資法人 監督役員就任(現在に至る)
2	落合孝彰 (昭和24年2月27日)	昭和50年1月 監査法人朝日会計社(現有限責任あずさ監査法人)入社 昭和53年3月 公認会計士登録 平成元年5月 監査法人朝日新和会計社(現有限責任あずさ監査法人)社員 平成11年5月 朝日監査法人(現有限責任あずさ監査法人)代表社員 平成20年6月 あずさ監査法人(現有限責任あずさ監査法人)監事 平成22年7月 有限責任あずさ監査法人 パートナー 平成23年6月 有限責任あずさ監査法人 退職 平成23年7月 落合公認会計士事務所開設(現在に至る) 平成24年4月 本投資法人 監督役員就任(現在に至る) 平成25年6月 日本電産コパル電子株式会社 監査役(現在に至る)

- ・上記監督役員候補者は、いずれも本投資法人の投資口を所有していません。
- ・上記監督役員候補者と本投資法人の間には、特別の利害関係はありません。

#### 4. 補欠執行役員2名選任の件

補欠執行役員田中浩の選任に係る決議は、平成26年3月31日をもって効力を失うことから、執行役員が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、平成26年4月1日付で補欠執行役員2名の選任をお願いするものです。本議案をご承認いただいた場合の執行役員への就任の優先順位は、田中浩を第一順位、鹿島義之を第二順位とします。また、本議案において、補欠執行役員の選任に係る決議が効力を有する期間は、現行規約第18条第3項の定めにより、第2号議案における執行役員の任期が満了する時である平成28年3月31日までとなります。

なお、本議案は、平成26年2月14日開催の役員会において、監督役員の全員の同意によって提出するものです。

補欠執行役員候補者は次のとおりです。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴
1	田中 浩 (昭和33年7月27日)	昭和56年4月 三井不動産株式会社 入社 平成10年10月 同社 資産マネジメント本部 開発企画一部 事業課長 平成13年10月 日本ビルファンドマネジメント株式会社 出向 平成16年4月 株式会社りそな銀行 出向 平成19年4月 三井不動産株式会社 不動産ソリューションサービス本部 事業開発部長 平成22年4月 同社 アコモデーション事業本部 事業推進室室長 平成23年4月 三井不動産フロンティアリートマネジメント株式会社 代表取締役社長就任 (現在に至る)
2	鹿島 義之 (昭和35年10月24日)	昭和60年4月 三井不動産株式会社 入社 平成4年4月 株式会社ユニリビング出向 店舗開発企画課長 平成12年4月 三井不動産株式会社 商業施設事業本部 SC事業部 アウトレット事業室課長 平成13年4月 同社 商業施設本部 商業施設運営部 アウトレット室ラ・フェット多摩南大沢事務所長 平成14年4月 同社 商業施設本部 商業施設運営部 SC運営室 運営企画課長 平成16年4月 同社 商業施設本部 商業施設運営部 運営グループ長 平成22年4月 ららぽーとマネジメント株式会社 (現 三井不動産商業マネジメント株式会社) アウトレット運営本部長 平成25年4月 三井不動産フロンティアリートマネジメント株式会社 取締役投資運用部長就任 (現在に至る)

- ・上記補欠執行役員候補者は、いずれも本投資法人の投資口を所有していません。
- ・上記補欠執行役員候補者田中浩は、本投資法人の資産運用会社である三井不動産フロンティアリートマネジメント株式会社の代表取締役社長です。
- ・上記補欠執行役員候補者鹿島義之は、本投資法人の資産運用会社である三井不動産フロンティアリートマネジメント株式会社の取締役投資運用部長です。
- ・上記補欠執行役員候補者と本投資法人の間には、上記を除き、特別の利害関係はありません。

#### 参考事項

本投資主総会に提出される議案のうち、相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれにも投信法第93条第1項の規定に基づく現行規約第14条第1項に定める「みなし賛成」の規定は適用されません。なお、上記の第1号議案から第4号議案までの各議案につきましては、いずれも相反する趣旨の議案には該当いたしていません。

以上

\* 本資料の配布先：兜俱樂部、国土交通記者会、国土交通省建設専門紙記者会

\* 本投資法人のウェブサイト：<http://www.frontier-reit.co.jp/>